

令和8・9年度 後期高齢者医療制度の保険料率・賦課限度額が変わります

問町民課 内線274

子ども・子育て世代を社会全体で支援する新しい仕組みとして「子ども・子育て支援金制度」が開始され、令和8年度から従来の保険料（医療分）に「子ども分」が追加されます。令和8・9年度分の後期高齢者医療制度の保険料率・賦課限度額は表1のとおりです。

(表1)

	医療分			子ども分（新設）※1
	令和8・9年度（A）	令和6・7年度（B）	(A) - (B)	令和8年度
所得割	10.30%	10.08%	+0.22%	0.25%
均等割	52,531円	45,900円	+6,631円	1,330円
賦課限度額	85万円	80万円	+5万円	21,000円

※1 令和9年度の子ども分の保険料率は、令和8年度中に決定します。

世帯の総所得に応じて、保険料の均等割額が軽減されます。

低所得世帯に対する軽減が表2のとおり改正されます。

低所得世帯に対する軽減は、前年の所得の申告をされていないと適用されません。所得がない場合でも必ず申告をお願いします。

(表2)

軽減割合	軽減判定所得	軽減後均等割額	
		医療分	子ども分
7割 ※2	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)以下	14,708円	399円
5割	43万円+ (31万円×被保険者数) +10万円×(給与所得者等の数-1)以下	26,265円	665円
2割	43万円+ (57万円×被保険者数) +10万円×(給与所得者等の数-1)以下	42,024円	1,064円

世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者等の数に乗ずる金額を改正しました。

・5割軽減：改正前30.5万円→改正後31万円 ・2割軽減：改正前56万円→改正後57万円

※2 7割軽減対象者の均等割は、令和8・9年度のみ医療分に限り、7.2割軽減となります。

マイナンバーカード休日窓口を開設します

問町民課 内線273

マイナンバーカード休日窓口で手続きができる内容は以下のとおりです。その他の手続きについては、平日開庁時間の受付になりますのでご注意ください。

開設予定日	予約開始日	開設時間	場 所	取扱業務
8月15日 (土)	7月7日 (火)	8時30分～正午	役場本庁舎1階 町民課	- マイナンバーカードの受取り（事前予約制） - 電子証明書の発行・更新 - マイナンバーカード・電子証明書の暗証番号再設定
9月19日 (土)	8月12日 (水)			

※システムメンテナンス等で実施日が変更となる場合があります。



◀インターネット予約
サイトはこちら

- カードの受取りは事前予約制です。（電話・インターネット）
※電話予約は平日開庁時間のみ受付
- 電子証明書の手続きには、暗証番号が必要です。事前にご用意のうえご来庁ください。

なお、10月以降の予定については改めてお知らせいたします。